

Q8-8.特別区を経由した場合の営業税について教えてください。

特別区の営業人への物品または役務の販売はゼロ税率が適用されます。

そのため、特別区を経由した場合は、物品または役務の販売の購入者が特別区の営業人か否かに注意してゼロ税率適用か否かの判断をすればよいということになります。

以下の例をご覧ください。

例1) 日本の会社から、特別区内にある会社が物品を輸入した場合

→ 購入者が特別区の営業人であるため、ゼロ税率適用

例2) 特別区内にある会社から、特別区外にある会社が物品を購入した場合

→ 購入者が特別区の営業人でないため、通常税率適用

例3) 特別区外にある会社から、特別区内にある会社が物品を購入した場合

→ 購入者が特別区の営業人であるため、ゼロ税率適用

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合会計事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。